

項 目	内 容
1. 商品名	福祉・介護サービス事業者支援ローン
2. 資金使途	事業用資金（運転資金および設備資金）
3. 借入資格	以下の条件を満たす法人および個人事業者 老人ホーム、介護老人福祉・保健施設、グループホーム、訪問介護等の静岡県が指定した福祉・介護サービス事業者 当金庫の会員資格を有する事業者 諸税の延滞のない事業者 その他、当金庫所定の条件を満たす事業者
4. 融資期間	運転資金 6ヶ月以上5年以内（1ヶ月単位） 設備資金 1年以上15年以内（1ヶ月単位）
5. 融資金額	10万円以上1億円以内（1千円単位） 決算状況等により、ご利用いただける融資枠が制限される場合があります。
6. 融資利率およびその基準と頻度	変動金利 ご融資の利率は、当金庫長期貸出基準金利に基づき当金庫が定める所定金利とさせていただきます。ご融資後の利率は、当金庫長期貸出基準金利に変動があった場合に、その変動幅にてスライドします。 団体信用生命保険制度をご利用の場合は融資利率に0.55%上乗せいたします。
7. 返済方法	元金均等毎月返済（毎月決まった元金に利息を加えた金額を、ご指定の預金口座から引落させていただきます。）（当初1年返済据置可） 元利均等毎月返済〔毎月決まった金額（元金＋利息）を、ご指定の預金口座から引落させていただきます。〕（当初1年返済据置可）
8. 担保	必要に応じて担保の差入れをご用意いただきます。
9. 保証人	必要に応じて保証人をたてていただきます。
10. 保証料	信用保証協会をご利用の場合は、同協会所定の保証料が必要となります。
11. その他参考事項	金利、ご用意いただく書類等につきましては、窓口にお申し出ください。 返済額をお知りになりたい方は、窓口にて試算しますのでお申し出ください。 お申し込みの際は事前の審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または本部コンプライアンス統括部（当金庫営業日9時～17時、電話：0120-001-772）にお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会（月～金曜日（祝日、年末年始除く）9時30分～12時・13時～15時、電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（月～金曜日（祝日、年末年始除く）10時～12時・13時～16時、電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（月～金曜日（祝日、年末年始除く）9時30分～12時・13時～17時、電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括部または全国しんきん相談所（信用金庫営業日9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。